

中小企業政策審議会第3回金融ワーキンググループ議事概要

日 時：平成27年11月30日（月）14:58～16:55

場 所：経済産業省別館1階101-2会議室

出席委員：村本委員（座長）、河原委員、三神委員、家森委員

議 題：

（1）関係機関に対するヒアリングについて

- ①金融機関団体
- ②全国知事会（北海道）

議事概要

■ 委員、ヒアリング対象者が揃い、開会。

■ 村本座長から、本日の会議（審議・議事録は非公開、議事概要は後日公開）について説明がなされた。

■ 金融機関団体に対するヒアリング

村本座長の議事進行の下、金融機関団体に対するヒアリングを行った。

【金融機関団体の主な発言】

各団体からは資料への記載事項を含め、以下のような回答・意見がなされた。

①信用保証制度について

- 創業支援や経営改善支援をする際は、対象企業自身の財務基盤が弱いため信用保証が必要。経営改善の出口を作る上でも重要であり、企業側のニーズも高い。また、成長期の企業であっても、例えば、技術開発など生産性向上に取り組む事業者への支援など、信用保証制度が必要なケースはある。
- 小規模事業者の特徴として、財務基盤が弱く負債に依存する割合が高いこと、景気の影響を受けやすく回復期の波及効果も遅いこと、例えば業況が良くとも1つの取引先の受注が落ちただけで経営が悪化するといった点が挙げられる。そして規模が小さいほどその特徴が大きくなる。信用保証制度は、こういう特徴や弱みを補完するものであり小規模事業者の資金繰りに極めて重要なもの。

②責任共有制度について

- 見直しにあたっては小規模事業者への配慮が必要。
- 業態として小口融資が主であり、取引先はみな小規模事業者。今回の制度見直しは、金融機関の審査が不十分との指摘と認識するが、財務状況や将来見通しを勘案し厳格に審査。一律に金融機関の負担割合を変更すると、融資が硬直化し、小規模事業者の資金繰りに影響を及ぼすのではないかと危惧。これを防止するためにも小規模事業者に配慮して欲しい。
- 一律の保証割合引き下げではなく、事業者のライフステージ等に応じて適したものにすべき。創業、経営改善時には手厚い保証が必要。
- ライフステージごとの保証割合も一つのアイデアだと思うが、ステージ区分が難しいので、制度設計は慎重に進める必要がある。
- 企業のライフステージごとに金融機関の役割、支援内容が異なるので、時間軸も含めて配慮すべき。例えば、設備投資をしても、そこから商品が作られ、売上を計上するまでには時間差がある。
- 小規模事業者の場合、例えば、成熟期にあっても主要取引先からの受注減少等により経営状況が急変する。こうした場合に備え、仮に金融機関の負担割合を変動させるにしても、あくまで8割をベースとした制度設計とすべき。
(※小規模事業者は成熟期にある正常先であっても、例えば、主要取引先の受注減少、不良品発覚、新商品の販路開拓の失敗等といったことにより、返済不能となり破綻懸念先等に変更となる実態について具体的な事例に基づき説明がなされた。)
- 保証割合は、利用者である中小企業にとっても分かりやすく、利用しやすいものとすべき。
- 責任共有制度について、部分保証方式、負担金方式のいずれを採用しても融資審査、リスク管理に違いが出ることはない。負担金方式であっても、自行庫が負うリスクを認識した上で融資を実行、引当金についても適切に計上している。負担金方式から部分保証方式への移行はシステム等の事務負担が大きい。(※負担金方式であっても、支店の現場が的確にリスク認識をしていることや引当金を計上していること等について、実際の業務フローの仕組みに基づき説明がなされた。)
- 部分保証方式の場合、代位弁済後に求償権者の数が増えるため債務者である中小企業の負担が増す可能性もある。
- 責任共有制度を導入した当時、地方公共団体によっては制度融資の金利を100%保証の時と変えずに据え置いたため、金融機関のリスクとの整合性を欠くものがあった。今後の制度見直しにあたっては整合性を図ってもら

いたい。

- 保証割合を下げるのであれば、保証料率についても見直し、企業負担を減らしていただきたい。
- 経営改善支援への対応について、基本的に、100%保証・80%保証かで変わるものではなく、企業に改善の芽があるかどうか等により判断することとなる。尤も、どうしても改善が困難な場合には代位弁済となることもある。数多い取引先に対する管理・リソース配分の課題もあり、税理士等と連携して支援することもある。

③セーフティネットについて

- セーフティネット保証には防波堤としての役割がある。沖合の小さな波が、岸（中小企業）に寄るにつれ高くなるため、あわせた防波堤が必要。しかし、外海が平穏となれば防波堤を取り除くべき。
- 自然災害等の経営者自身の努力だけでは対処しようがない危機時にセーフティネット保証が果たした役割は大きい。これからもきめ細やかな対応が必要。
- セーフティネット5号について、現制度でも指定業種の縮小を通じて、有事から平時への移行機能が働いているものと認識。
- 危機対応の役割が重要な一方、危機対応を実施することによって被災地周辺への風評被害を生むことがないように丁寧な運用が求められる。

④新しい分野への保証について

- 農業分野、6次産業化支援のための保証制度も必要ではないか。
- 金融機関と協調した経営支援、事業再生支援行ってほしい。事業性評価を生かした保証制度を創設できないか。

⑤経営改善の取組その他

- （取引先の事業性を評価し、経営改善に成功した具体例について説明がなされた。）
- 保証協会付融資の取引先でも、プロパー融資の取引先でもきめ細かく資金ニーズに対応し、同じように様々な経営支援の取組みを行っている。
- 信用保証制度（保証協会）において、小規模事業者への支援を強化していただきたい。金融機関と協調した経営支援や再生支援を行っていただきたい。
- 金融機関の代位弁済率は、地域・取引先の業種分布の影響を受けやすい。代位弁済率のみで金融機関を評価していくのは避けていただきたい。取引先である中小企業への影響も大きい。

- 日本政策金融公庫の小規模事業者向け融資等との官民バランスも考慮して、小規模事業者向け保証制度（例：小口零細企業保証制度など）の拡充をお願いしたい。
- 事業性評価、目利きには知識と経験が必要。業界全体でも、研修、通信教育等を通じて、目利き力向上に努めている。
- 取引先の経営支援にあたっては、事業再生、M&Aの分野で外部人材と連携することもある。
- 取引先の借入依存度を低下させるために、ファンドやクラウドファンディングといった資金調達手法を紹介することもある。
- 保証付き融資のみの取引先・リスク先であっても、改善可能性がある企業については経営支援を実施している。
- 企業・金融機関・地域がwin-winの関係になることを心がけている。最近は、金融機関に情報の仲介役としての役割を求める声が多い。

■ 全国知事会に対するヒアリング

村本座長の議事進行の下、全国知事会（北海道）に対するヒアリングを行った。

【全国知事会（北海道）の主な発言】

- 制度見直しにあたっては、現行制度の評価をしっかりと行った上で中小企業振興に役立つようにという視点で進めてもらいたい。地域の事情を運用に反映出来るようにするのが望ましい。
- 小規模事業者の資金繰り悪化、地域格差を生むことがないように進める必要がある。地域で金融機関の数が異なることにも考慮すべき。
- 非常時におけるセーフティネット保証の役割は大きい。全国的な危機だけではなく、北海道の冷害といった地域性にも配慮してもらいたい。
- 中小企業の事業再生局面における制度融資の求償権放棄については、地域内のニーズ把握、求償権放棄に向けた中小企業や金融機関側の心理的なハードル低下に向けて知恵を絞っていきたい。

■ 予定されていた議事を終え、閉会となった。